

ご家族の死亡手続きをされた皆様へ

～税金に関する手続きについて～

ご家族等の死亡により、相続や世帯主の変更等が発生し、納税義務者の変更がある場合には申請等が必要な場合があります。下記の内容を参考にお手続きをお願いします。

【税全般について】

(納税義務の承継)

納税義務者の死亡により相続が生じた場合、納税義務は相続人に承継され、相続人に納めていただくこととなります。(相続人が複数の場合、各相続人の納税義務は、相続持分に応じて按分された額となります。)

(相続人代表者の届出)

死亡された方に係る税金についての納税や、還付に関する書類を受領していただける代表者を「相続人代表者指定届出書」にて届け出ください。

なお、この届出は、実際の権利義務・相続登記、所有権変更とは関係ありませんが、相続人代表者は、死亡された方に係る固定資産の相続登記や軽自動車の名義変更が完了するまでの間、税法上の所有者として取り扱います。

(相続放棄された場合)

相続人全員が相続放棄された場合、納税義務はなくなります。その場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し等を提出してください。

(口座振替の変更)

死亡された方の口座で口座振替をしていた場合、廃帳により口座振替は停止します。振替可能な口座での口座振替依頼書を金融機関に提出してください。

【町県民税（住民税）】

- 町県民税は毎年1月1日を基準に課税しますので、死亡された方の町県民税は、その年の課税分まで相続人の方に納めていただきます。

【固定資産税】

- 固定資産の所有者を変更される場合は、下記管轄所での手続きが必要です。

(変更手続先)

盛岡地方法務局大船渡出張所（大船渡市盛町字津野沢8番地1）

電話 0192-26-2606

※なお、未登記家屋の所有者変更については、役場税務課にて承ります。

裏面もご覧ください

【軽自動車】

- 原付や軽自動車等を相続人の方等が引き続き使用する場合、下記管轄所にて名義変更の手続きが必要です。

(変更手続き先)

- 三輪・四輪 軽自動車協会岩手事務所 (盛岡市湯沢16地割15番地100)
電話：050-3816-2010
岩手県自家用自動車協会大船渡支部 (大船渡市大船渡町字地ノ森62-10)
電話：0192-26-3874
- 二輪 東北運輸局岩手運輸支局 (紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8-5)
電話050-5540-2010
岩手県自家用自動車協会大船渡支部 (大船渡市大船渡町字地ノ森62-10)
電話：0192-26-3874
- 原付・小型特殊自動車 役場税務課

※ 自動車等を購入した自動車販売店やディーラーにご相談いただいても結構です。

【国民健康保険税】

- 国民健康保険税は月割りによって計算します。死亡された方が国民健康保険に加入していた場合、死亡された月の前月分まで (ただし死亡された日が末日の場合は死亡された月まで) 計算します
- 国民健康保険税は世帯主が納税義務者となります。国民健康保険への加入状況に関わらず、死亡手続きにより世帯主が変更になった場合、納税義務者も変更になりますので、口座振替をご利用の場合は、変更後の世帯主での口座振替依頼書を金融機関に提出してください。

お問い合わせ先：役場税務課 電話：0192-46-3870

E-mail:zeimu@town.sumita.iwate.jp